

他人の著作物を含む電子・オンライン教材の作成と 利用に関するQ&A

九州大学附属図書館

吉田, 素文
九州大学附属図書館副館長

<https://hdl.handle.net/2324/19755>

出版情報 : 2011-03. 九州大学附属図書館
バージョン :
権利関係 :

他人の著作物を含む電子・オンライン教材の 作成と利用に関するQ&A

九州大学附属図書館

はじめに

大学の授業の進め方や教材は多様化しています。教員の語りと板書で進行し、製本された教科書や紙の複写物を教材として使う昔ながらの授業も健在です。もちろん、コンテンツや対象者、そして進め方によっては、後述する電子・オンライン教材を使うよりも効果的な場合もあります。一方では、近年パーソナルコンピュータとインターネットの普及とともに、教員がプレゼンテーションソフトウェアで作成した電子教材を、教室内のスクリーンに投影したり、コンピューターネットワークを介して配布したりすることにより、学生は、まだ教科書に載っていない最新の知識を学んだり、精細な画像や動画などを手で閲覧したりすることができるようになりました。

また、従来、学生が作成するレポートは手書きで作成し提出していましたが、現在は、パーソナルコンピュータで作成し、電子データで提出するようになってきました。さらに、授業方法として、上に述べたような講義型だけでなく、学生チームが、卒業し就職後に想定される課題を発見し、その解決を目標として、個々の学生が調べた情報をウェブ上で共有し、討論と振り返りにより、深く広く学び合うような協調学習、能動学習が実施されるようになってきました。これらの授業で利用される電子教材の作成や共有は、従来に比べてはるかに簡便になりましたが、その一方で、教員や学生が作成・利用する電子・オンライン教材に「他人の著作物」が含まれる場合、①紙の複写物を教材とし教室内で配布するときの私たちの慣習、②電子教材の作成やオンラインでの使用における効果や効率性の追求、③現在の著作権法の記述との間で、作成者本人や関係者が悩んだり心配したりすることがあります。

附属図書館は、研究開発室の取り組みとして、九州大学の「平成21年度 教育の質向上支援プログラム (EEP)」に「電子・オンライン教材作成支援プログラム」を申請し採択されました。このブックレットは、プログラムの事業のひとつとして開催した講習会で説明した内容や、参加者との質疑応答をQ&Aとしてまとめたものです。現在の著作権法や電子・オンライン教材の作成、使用をめぐる条件下では、必ずしも上記①～③をすべて理想的に満足できる訳ではありませんが、少しでも悩みや心配を減らす「よすが」として、このブックレットを送り出すことになりました。詳細についてはそれぞれのインデックスから参照ページをご覧ください。

なお、この冊子に書かれている情報や法文の解釈は、平成16年から携わった現代的教育ニーズ取組支援プログラムや、平成19年度から携わったがんプロフェッショナル養成プランでお世話になった方々、その他多くの方々のご協力なくしては得られなかったものです。ここに改めて感謝します。

平成23年 3月

附属図書館副館長 吉田 素文

1. 教材作成における他人の著作物の利用について

解説

著作物は著作権法によって保護されています。したがって他人の著作物を教材の一部として利用する場合は、原則として著作権者の許諾を得ることが必要です。また、自分の著作物の利用であっても、譲渡可能な著作権（財産権）が他人に譲渡されている場合は、譲渡先の著作権者（たとえば学協会や出版社など）の許諾を必要とします。

一方、学問は日々更新される先人の業績の積み重ねによって成り立っています。このため、特に自然科学系の大学教育において、教員や学生が専門書や最新の学術雑誌に掲載されている他人の著作物を教材の中で二次的に利用しようとするのは当然と言えます。しかし、教材作成について、著作権者から以下のような注意が喚起されていることを、教職員や学生は知っておく必要があります。

日本医書出版協会のウェブサイトより引用

大学等におけるテキスト作成時のご注意

2007年11月1日

日本医書出版協会 著作・出版権委員会

大学等で、テキスト（教材）を作成される際に他書の図表等を利用される場合があるかと思えます。その利用にあたって、引用として認められる範囲を超えると「転載（複製）」に該当し、著作権者の許諾が必要となります（引用と転載については、<http://www.medbooks.or.jp/forauthor/QUOT-2.html>を参照）（引用者注：次々頁参照）。また、通信教育等のテキストだから著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）に該当するとして、許諾なく利用すると、著作権法に違反した行為となる場合があります。著作権の制限を規定している第35条は、あくまでも例外規定であり、適用にする場合は厳密な条件を満たす必要があります。詳細については、著作権法第35条ガイドライン協議会の作成による「学校その他の教育機関における著作物の複製等に関するガイドライン」（<http://www.jbpa.or.jp/35-guideline.htm>）が公表されていますので、ご一読のうえテキスト作成にあたっては十分ご注意ください。

教育機関でのコピー（複製）について、以下に示す条件をすべて満たす場合にかぎって、例外として著作権が制限されています（著作権法第35条）。満たさない場合は、著作権者等の許諾が必要となりますので、事前に出版社に問い合わせ願います。

1. 営利を目的としない教育機関であること。
2. 授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身がコピーすること。
3. 授業の中でコピーする本人が使用すること。
4. 必要な限度内の部数であること。
5. すでに公表されている著作物であること。
6. その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと。
7. 慣行があるときは「出所の明示」が必要。

（文化庁編著：著作権法入門，平成18年版，2006）

なお、複製する部数や態様に照らして著作権者の利益を不当に害するような利用—たとえば、「授業に直接関係のない者に対しても配布するために複製する場合、市販の商品と同様な形態で製本するなど、授業の過程を離れても使用可能なように複製する場合などには、原則として著作権者の許諾が必要」となります。

（大和 淳：学校教育と著作権，著作権情報センター，2007）

大学等におけるテキスト作成時のご注意。[homepage on the Internet]. 社団法人日本医書出版協会; c2005; cited 2011 Jan 20]. Available from: <http://www.medbooks.or.jp/textbook/>

解説

大学の対面授業で他人の著作物を事前の許諾なしに利用する場合、上に述べられているように、著作権法第35条の「学校その他の教育機関における複製等」の例外規定を適用できると考えるのが一般的です。しかし、以下の下線部のとおり、学生が電子教材をウェブサイトから自由にダウンロードできる、いわゆるオンデマンド送信には、この例外規定を適用することができません。

著作権法より引用

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

解説

従って、他人の著作物を含む教材をオンデマンド送信する場合は、事前に許諾を取得するか、あるいは事前の許諾なしに利用が可能なもう一つの例外規定である引用（著作権法第32条）を適用することになります。引用を適用できる条件や、事前の許諾を必要とする転載との区別は以下のとおりです。

日本医書出版協会のウェブサイトより引用

1. 引用について

引用とは、「紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録すること」と定義されています（「パロディ写真」事件の最高裁判決）。著作権法では、公表された著作物に対して、「公正な慣行に合致しており、かつ目的上正当な範囲内」の場合に限って、引用が認められます。

(1) 引用に際して著作権法上遵守しなければならない点—トラブルにならないために

著作権法では、「公正な慣行」と「目的上正当な範囲」について、具体的に示されていませんが、判例によって適法性に関する具体的な判断要件が示されています。また、同一性の保持（著作権法第20条）や出所の明示（著作権法第48条）も遵守すべき点であり、さらに、著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作物人格権を侵害する行為とみなされます（著作権法第113条6項）。これらを整理し、引用に際して著作権法上遵守しなければならない点を次に掲げます。

(1)すでに公表された著作物であること。

引用は公表されている著作物に適用されます。出版などによる発行はもちろん、ホームページでの公開も、一般的には「公表」に含まれます。

(2)引用する「必然性」があること。

自説の補強・展開、学説の批評などの目的のため、他人の著作物を使用する必然性がなければなりません。

(3)引用部分が明瞭に区分されていること。

自分の著作部分と引用する著作部分を明瞭に区分的ことが必要です。区分的方法は、「」でくるとか、引用文の前後を1行あける、1字下げにするなど、自分の著作物と誤認させないよう、体裁上の区分的をしなければなりません。

(4) 引用部分とそれ以外の部分に「主従関係」があること。

自分の著作部分が“主”であり、引用する著作部分は“従”という関係でなければなりません。量だけで判断されるものではありませんが、トラブルをさけるためには、引用して使用する分量は必要最小限にとどめてください。

(5) 原則として、原形を保持して掲載すること。

著作者には同一性保持権がありますので、同一性つまり原形を保持することが必要です。

(6) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用をしないこと。

原著者が既に訂正・補足した著作物があるにもかかわらず、訂正前のまま引用したり、あるいは引用して批評すると、原著者の名誉や声望を害した利用となる可能性があります。

(7) 出所（出典）を明示すること。

出所明示は、引用した部分のなるべく近くにするのが原則です（明示方法等については後述）。巻頭や巻末に参考文献として掲げただけでは、引用部分と出所との関連が不明確なので、出所明示とは認められない場合があります。

(2) “引用”に該当するかどうか判断できない場合

適法な引用かどうか判断できない場合には、まず出版社に相談されることをおすすめします。

2. 転載について

転載とは、引用の範囲を超えて、既存の出版物などから文章や図表等を別の出版物に掲載することです。転載する場合は、必ずその著作物の著作権者から書面で転載許諾を得なければなりません。著作権が設定されている場合は、著作権者（通常は出版社）の許諾も必要です。

著作物を利用する上での注意—引用と転載について。[homepage on the Internet]. 社団法人日本医書出版協会。c2005; cited 2011 Jan 20]. Available from: <http://www.medbooks.or.jp/forauthor/QUOT-2.html>

著作権法より引用

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

解説

一方、学習者が理解しやすいように教材を作成することは、目的にかなっていると言えます。このため、他人の著作物中の外国語を翻訳して表記する事例をしばしば見かけます。転載として著作権者に許諾を得る場合は、一度転載の許諾を得た後に、改めて翻訳の許可を得ることが必要な場合もありますが、引用を適用する場合は、以下の下線部のように翻訳して利用することが可能です。

著作権法より引用

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

- 一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項又は第三十五条 翻訳、編曲、変形又は翻案
- 二 第三十一条第一項第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳
- 三 第三十三条の二第一項 変形又は翻案
- 四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案
- 五 第三十七条の二 翻訳又は翻案

2. 出所（出典）の明示について

解説

出所（出典）の明示は、原則必要と考えるのが妥当です。前述のとおり、特にオンライン教材に該当する引用（第32条）の例外規定を適用し、事前に許諾を取得しない場合は、第48条において必須とされています。

日本医書出版協会のウェブサイトより引用

3. 出所（出典）の明示について

「出所の明示」は、法律上の規定です（著作権法第48条）。

- (1) 文章の場合は、前後を1行アキとするなどの方法で、本文と区別をつけ、その末尾に出所を付記する。
- (2) 図、表の場合は、表題に隣接して、出所を括弧などでくくり付記する。
- (3) 明記すべき事項（書誌的事項）は下記の通り。

<雑誌の場合>

著者名、題名、雑誌名、巻、号、頁（図表の場合は論文の最初の頁ではなく所載頁）、発行年。

<書籍の場合>

著者名、題名、書名（編集者名）、巻、版数、頁、発行年、発行所名、発行地

<Homepage、Web siteの場合>

Cancer-Pain. [homepage on the Internet]. New York: Association of ABC ; c2000-01 [updated 2002 May 16; cited 2002 Jul 9]. Available from: <http://www.medbook.co.jp/>.

なお、転載の場合は、「出所の明示」に加えて、「…より許諾を得て転載」と“ことわり”を入れ、引用との違いを明確にする表記方法もあります。

出所（出典）の明示について。[homepage on the Internet]. 社団法人日本医書出版協会; c2005; cited 2011 Jan 20]. Available from: <http://www.medbooks.or.jp/forauthor/QUOT-2.html>

著作権法より引用

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

- 一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合
- 二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二

項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

※下線筆者

解説

一方、紙の資料を教室内で配布する場合、つまり学校その他の教育機関における複製等（第35条）も適用できる場合は、上の下線部のように「明示する慣行のあるとき」と記述されていますが、本来自分の著作物でない場合は、その出所情報を明示することが教材の客観性を高めることにもつながりますし、将来的に電子・オンライン教材への移行を検討している場合は、出所の明示をしておけば円滑に移行できます。

3. 英文雑誌に掲載された論文の図表、本文等に関する使用許諾の取得方法の一例

解説

一部の英文学術雑誌については、以下のように使用許諾と著作権料の支払いをオンラインで済ませられるシステムを利用することができます。見積りもりまでを試すこともできます。

- ① <http://www.sciencedirect.com> や <http://scholar.google.co.jp> などにアクセスし、利用したい論文のキーワードや著者名等を入力し、検索してください（教員の場合は試しに自分の氏名など）。
- ② 検索された論文群から目的の論文をクリックしてください。
- ③ 「Permissions ~」あるいは「~ Permissions」等のリンクをクリックし、Copyright Clearance Center が運営するウェブサイト（RightsLink® 等）を閲覧します。
- ④ 必要な場合はアカウントを作成します。
- ⑤ RightsLink® の場合は「Welcome to Rightslink」以下のプルダウンメニューから、該当する項目に入力します（数項目あります）。その他の場合は必要な項目を選択して（例えば「Post in a course management system」など）、必要事項を記入し「Quick Price」や「Update Price」をクリックします。

<http://www.sciencedirect.com>



<https://s100.copyright.com/>



Q1

Q1 出所さえ明示すれば、著作権者に使用許諾を取得する必要はないのでは？

A1 使用許諾の事前取得を不要とする例外規定はありますが、本来は必要なものです。

Q2

Q2 学術雑誌に掲載された自分の原著論文を利用する場合も、許諾を申請する必要があるか？

A2 原著者と著作権者（出版社や学協会等）との契約内容によります。

Q3

Q3 大学は教育機関なので事前の許諾なしに他人の著作物を利用できるのでは？

A3 オンデマンド送信の場合は該当しません。教室内で配布の場合も無制限ではありません。

Q4

Q4 ID とパスワードなどのアクセス制限があれば、教室内の授業と同様に取り扱ってよい？

A4 現在のところ著作権法にもガイドライン等にも、そのような記載はありません。

Q5

Q5 他人の著作物を含む教材を、ウェブサイトで配布するには？

A5 著作権者に使用許諾を得るか、引用の範囲にとどめる必要があります。

Q6

Q6 引用が適用できる条件や転載との違いは？

A6 詳細を参照ください。

Q7

Q7 引用の範囲内であれば、許諾を得ずに使用できるとのことだが、翻訳して使用してもよい？

A7 引用の範囲内であれば事前の許諾申請なしに翻訳可能です。

Q8

Q8 大学の授業は営利目的でないから、著作物の出所を明示する必要はないのでは？

A8 出所の明示は必要です。明示方法も一定の項目を満たす必要があります。

Q9

Q9 英文学術雑誌に掲載された図表等を教材として使う場合、許諾はどのようにして取得する？

A9 詳細を参照ください。